

行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第2号

行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例

(聖籠町課制条例の一部改正)

第1条 聖籠町課制条例(平成16年聖籠町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、同条第2号中「税務財政課」を「税務課」に改め、同号を第3号とし、同条第1号の次に第2号として次の1号を加える。

(2) 総合政策課

第1条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 長寿支援課

第2条総務課の項第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同項の次に次の1項を加える。

総合政策課

(1) 町政の重要施策に関する調査、企画及び調整に関すること。

(2) 財政に関すること。

(3) 入札及び契約に関すること

第2条税務財政課の項中「税務財政課」を「税務課」に改め、第2号及び第3号を削り、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 町税その他徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。

第2条中納税対策室の項を削り、同条保健福祉課の項第2号中「社会福祉」を「地域福祉」に改め、同項第3号中「介護保険認定及び予防」を「障害福祉」に改め、同項の次に次の1項を加える。

長寿支援課

(1) 高齢福祉に関すること。

(2) 介護保険認定及び予防に関すること。

(聖籠町総合計画審議会条例の一部改正)

第2条 聖籠町総合計画審議会条例（昭和55年聖籠町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務課」を「総合政策課」に改める。

（聖籠町行政改革推進委員会条例の一部改正）

第3条 聖籠町行政改革推進委員会条例（昭和60年聖籠町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務課」を「総合政策課」に改める。

（国土利用計画（聖籠町計画）審議会条例の一部改正）

第4条 国土利用計画（聖籠町計画）審議会条例（平成2年聖籠町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「総合政策課」に改める。

（聖籠町公共交通計画策定委員会条例の廃止）

第5条 聖籠町公共交通計画策定委員会条例（平成13年聖籠町条例第3号）は、廃止する。

（聖籠町補助金等評価調査委員会条例の一部改正）

第6条 聖籠町補助金等評価調査委員会条例（平成24年聖籠町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条中「税務財政課」を「総合政策課」に改める。

（聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会条例の一部改正）

第7条 聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会条例（平成31年聖籠町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「税務財政課」を「総合政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。